

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

83

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

一部事務組合等による所有権移転時等の登記手続に必要な添付書類等の明確化

提案団体

宮城県、山形県、埼玉県、静岡県、石巻地区広域行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

不動産登記令第7条第1項第1号に基づく代表者の資格を証する情報について、一部事務組合等が所有権移転時等の登記手続を行う場合に必要となる添付書類及びその調製方法を法令、通知等で明示すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

一部事務組合及び広域連合は、総務大臣又は都道府県知事の許可により設立するものであるが、これらの団体が所有権移転等の登記手続を行う際に、当該団体の「名称」、「所在地」及び「代表者(管理者等)」について許可権者である県知事の証明書の提出を求められている。

【支障事例】

当該証明事務を県知事が行う根拠が不明確であるため、事務決裁過程において都度支障が生じている。また県内の他団体では、証明書の添付を求められていない事例もあり、法務局毎に対応が異なる事例が見受けられる。

【制度改正の必要性】

「名称」及び「所在地」について地方自治法上届出義務がある「規約」を根拠に証することはできるものの、「代表者(管理者等)」は「規約」を根拠に証することはできず、また根拠資料の具体例について国からの見解が示されていないため、許可権者の証明書の発行手続きに苦慮している。

【支障の解決策】

特別地方公共団体である一部事務組合及び広域連合の登記手続きに関する許可権者による証明手続きの必要性をあらためて検証するとともに、必要性がある場合も当該事務を行う根拠が不明確な点が事務決裁過程において支障となっていることから、許可権者が代表者をどのように確認すべきかも含めて整理し、その旨法令、通知等で明確にし、併せて法務局毎の取り扱いを統一すること。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

総務大臣又は都道府県知事による代表者の確認手続きの明確化(根拠化)により事務手続きの明確化及び効率化が図られる。

法務局(登記官)による手続きの差異が無くなり事務手続きの事前準備等が可能となり、関係者間でその都度対応協議する必要性も解消され、事務の簡素化及び効率化が図られる。

根拠法令等

不動産登記令第7条第1項第1号

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道

—

## 各府省からの第1次回答

本取扱いは、不動産登記令第7条第1項第1号に基づく「代表者の資格を証する情報」の添付を求めるものであり、提出された添付情報が当該法令の要件を満たすか否かは、登記事務を行う権限を有する登記官（不動産登記法第9条）が、案件ごとに適切に判断する必要がある。  
本取扱いは特例的な取扱いを求めるものではなく、また、登記官から特定の書類を指定するものでもないため、通知等により必要となる添付書類等を明示することは困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

代表者の資格を証するという行為に関して、一部事務組合等については地方自治法に基づき届出義務等のある規約に代表者の選任の方法は明記されているが、選任された者については届出義務等はなく、代表者の資格の証明に関する取扱いが法定されていない。このため、実務上、知事が個別に資格証明を行っているが、法令等に根拠を持った手続きではない。不動産登記令に基づいて提出を求められる書類について、ルールが明確となっていないのは、行政手続きとして不透明であり、「特定の書類を指定するものでもない」とあるが、事務の効率化のためにも少なくとも添付書類及び手続きの流れを例示すべきだと考える。なお、一部事務組合等に関しては地方自治法で規定された地方公共団体をその構成員とする特別地方公共団体であって、内部の議決証明であっても一定の公的な証明力があるというべきであり、例えば都道府県知事の許可を受け、または届出を行った規約及び内部で代表者を選任したことを証する議決証明等を提出することで足り、必ずしも知事の資格証明が必要とまではいえないのではないかと思われるので、知事の資格証明の必要性についても併せて検証いただいた上で「代表者の資格を証する情報」の添付に関するルールをお示しいただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

【全国知事会】  
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

一部事務組合が登記手続を行う際には、添付情報の一つとして、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報を提供する必要があり（不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条第1号）、登記官は、提供された情報から、申請人が一部事務組合の代表者であることを確認しているところ、一部事務組合は、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て設立され、その組織、事務及び規約の変更等についても、総務大臣又は都道府県知事の許可が必要であるとされ、また、解散についても総務大臣又は都道府県知事への届出が必要とされていることから、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報としては、当該一部事務組合の設立許可等を行った総務大臣又は都道府県知事が当該一部事務組合の「名称」、「所在地」、「代表者（管理者等）」を証明した書面を提供するよう求めることが必要不可欠である。

## 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—